

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年12月26日 03時50分ごろ
発生場所	山口県周南市洲島南東岸 岩島灯台から真方位250° 1,490m付近 (概位 北緯33°58.8′ 東経131°44.3′)
事故の概要	貨物船興陽丸は、北西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年12月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 興陽丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	133690、豊田海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）（旧就業範囲） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首に破口を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、航海士が単独の船橋当直に当たり、約10ノットの対地速力で自動操舵により山口県下松市笠戸島南東方沖を北西進していた。</p> <p>本船は、航海士が、レーダー及び目視で周囲に航行の支障となる他船がないのを確認した後、椅子に腰を掛けて船橋当直に当たっていたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行を続け、洲島南東岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.6m、船尾約3.5mであった。</p> <p>航海士は、ふだん、立って船橋当直に当たっていたが、本事故当時、船内生活のストレスと頻尿により睡眠不足の状態が続き、疲労が蓄積していたので、椅子に腰を掛けて楽な姿勢で船橋当直に当たっていた。</p> <p>本船の船橋航海当直警報装置は、本事故当時、同装置の基盤回路のヒューズが外れていたため、作動しない状態であった。</p>
分析	<p>本船は、笠戸島南東方沖を北西進中、単独で船橋当直に当たっていた航海士が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、洲島南東岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士は、睡眠不足及び疲労により覚醒水準が低下した状態で、椅子に腰を掛けて楽な姿勢で船橋当直に当たっていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>

	<p>本船の船橋航海当直警報装置は、同装置の基盤回路のヒューズが外れていたことから、作動しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、自動操舵で北西進中、単独で船橋当直に当たっていた航海士が、居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、洲島南東岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、自らの体調管理に万全を期すこと。 ・乗組員は、眠気を感じた場合、立って身体を動かしたり、外気に当たったりするなどの居眠り運航の防止措置を徹底すること。 ・乗組員は、睡眠不足及び疲労が蓄積して当直に支障があるおそれがある場合は、船長に自身の体調を伝え、状況に応じて当直の交替等を要請すること。 ・船長及び運航管理者は、乗組員の体調を管理及び維持するとともに船舶の安全運航の確保に必要な措置を徹底すること。 ・船舶所有者、船長及び船橋当直者は、船橋航海当直警報装置の作動状況を確認すること。